北海道農業再生協議会令和６年度第１回水田部会　次第

（日　時：令和６年 10 月 10 日（木）10:30～
場　所：北海道庁　７階　農政部第１中会議室）

１　開　会

２　挨　拶

３　議　題

（１）令和７年産「生産の目安」の基本的な考え方について（案）

（２）令和７年度産地交付金について（案）

（３）その他

４　閉　会

資料　１－１

北海道米をめぐる状況

１　令和６年産水稲の作柄状況

（単位：ha、トン）

			４年産		５年産		６年産 （R6.9.25）
全国		作付面積	1,545,000	▲14,000	1,531,000	近日公表予定	
		（主食用）	(1,251,000)	▲9,000	(1,242,000)		
	北海道	作付面積	101,500	+200	101,700		
		（主食用）	(82,500)	▲300	(82,200)		
		収穫量	553,200	▲13,000	540,200		
		（主食用）	(487,600)	▲9,200	(478,400)		
		作況	106	▲2	104		

資料：農林水産省「作物統計」　「令和６年産水稲の作付け面積及び９月25日現在における作柄概況」
注1：作付面積には青刈り面積を含む。
注2：収穫量は子実用。

２　主食用米等の需給見通し（令和６年７月）

（単位：万トン）

			6年3月		6年7月
令和６／７年	令和６年６月末民間在庫量	A	177	-21	156
	令和６年産主食用米等生産量	B	669	0	669
	令和６／７年主食用米等供給量計	C=A+B	846	-21	825
	令和６／７年主食用米等需要量	D	670	3	673
	令和７年６月末民間在庫量	E=C-D	176	-24	152

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

３　需要実績の推移

（単位：万トン）

		2/3年		3/4年		4/5年 （速報値）		5/6年 （速報値）
全国		704.0	▲3	701.5	▲10	691.1	+11	701.9
			▲0%		▲1%		2%	
	北海道	50.5	+3	53.4	▲0	53.4	▲0	53.3
			6%		▲0%		▲0%	

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

４　民間在庫量の推移

（単位：千トン）

		R4.8月末		R5.8月末		R6.8月末
全国		1,220	▲180	1,040	▲390	650
	北海道	125	▲34	91	▲42	49

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注1：対象は、年間取扱数量500トン以上の出荷業者及び年間取扱量5,000トン以上の販売業者。
注2：ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

５　相対取引価格の動向

（単位：円/60kg）

	４年産 （出回り～5年10月）		５年産 （出回り～6年8月）
北海道ななつぼし	14,058	+1,575	15,633
北海道ゆめぴりか	15,451	+982	16,433
北海道きらら397	13,520	+1,536	15,056

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

６　事前契約数量の推移

（単位：千トン）

		３年産	４年産	５年産	６年産
全国		1,350	1,001	1,115	1,104
	（事前契約比率）	(49%)	(29%)	(32%)	(31%)
	北海道	197	160	164	176
	（事前契約比率）	(55%)	(46%)	(44%)	(46%)

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注1：対象は、年間取扱数量5,000トン以上の出荷事業者。
注2：令和５年産及び令和６年産については速報値。

米の需給状況の現状について

資料１－２

（1） 最近の米の需給動向（需要量、生産量、民間在庫）

○最近の米の需給は、令和5年産米の需要が堅調に推移したことから、令和6年6月末の在庫量は近年では低い水準となっている。

○一方で、在庫率（在庫量／需要量）でみれば平成23年、24年と同水準であり、全体需給としてはひっ迫している状況にはなく、十分な在庫量が確保されている。既に新米の出回りも始まっているが、引き続き、出荷、在庫等の状況を把握。

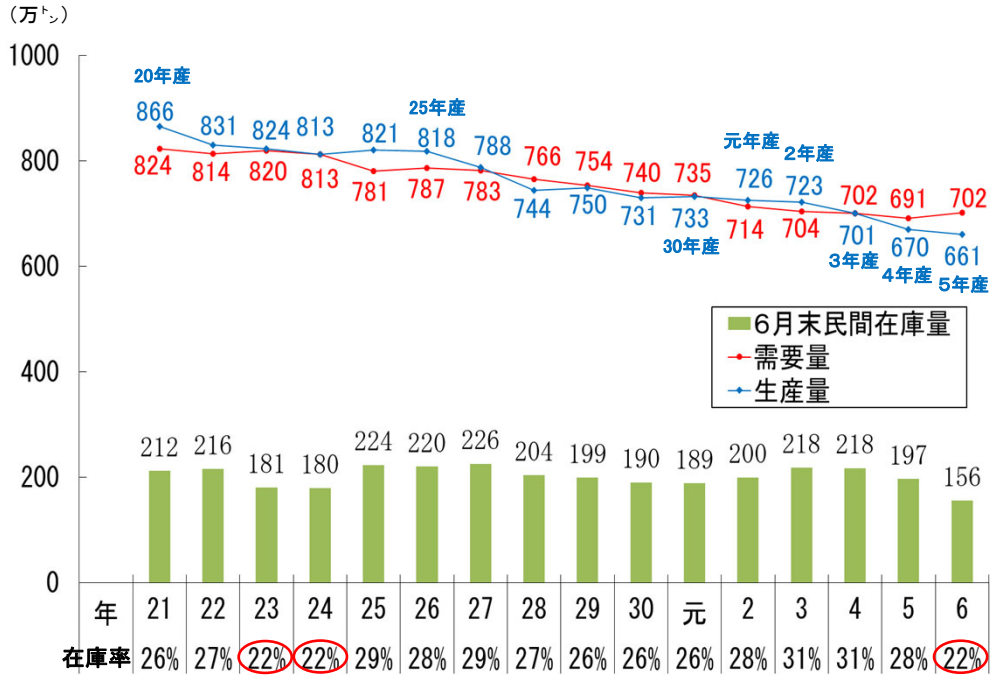

（参考）

需要が堅調であること（昨年より11万トンの需要増）の要因は以下のとおり。

①食料品全体の価格の上昇が続く中、米の価格が相対的に上昇が緩やか

②インバウンド等の人流の増加

③高温・渇水の影響により、精米歩留まりが低下

（※上記の需要量・生産量は玄米ベース。精米歩留まりの低下は玄米需要量の増加につながる。）

＜消費者物価指数の推移＞

（令和2年＝100、指数）

	R2年	3年	4年	5年	6年（1～7月）
食料	100.0	100.0	104.5	112.9	116.1
米類	100.0	96.8	92.6	96.1	103.9
パン	100.0	99.5	109.6	118.4	121.2
麺類	100.0	99.7	107.1	118.9	121.8

（2） 米の価格の推移

○堅調な需要を背景に令和5年産米の相対取引価格は、前年産比で10%程度上昇。

○なお、過去からの価格と比べると、近年は比較的低い水準で推移。

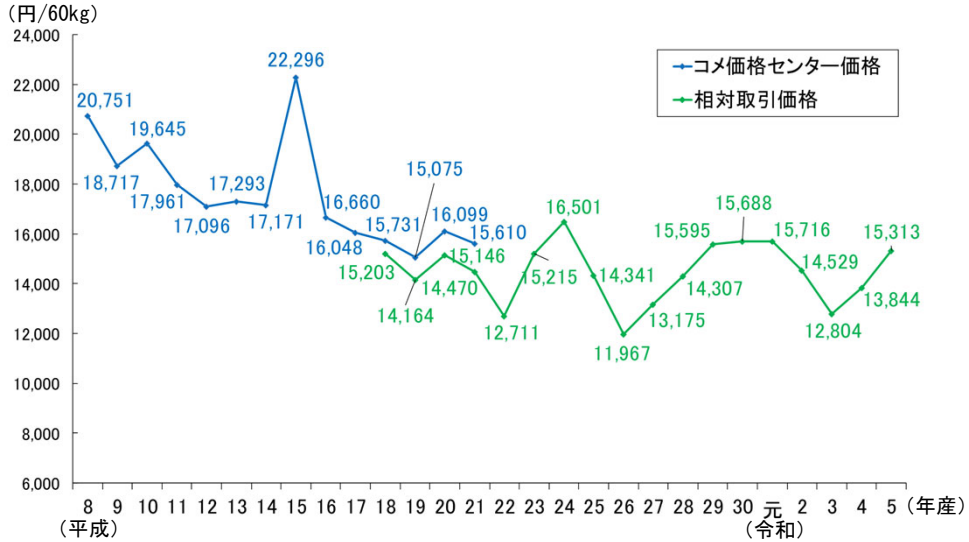

（3） スーパーでの販売数量の推移（POSデータ）

○令和6年4月以降の販売量は、令和4年及び5年と比較して堅調に推移。

○令和6年8月は南海トラフ地震臨時情報(8月8日発表）、その後の地震、台風等による買い込み需要が発生したこと等により、8月5日以降伸びが著しい週が3週継続。

○その後の8月26日以降の週は減少傾向で推移し、9月23日の週は対前年同期比▲24%に減少。

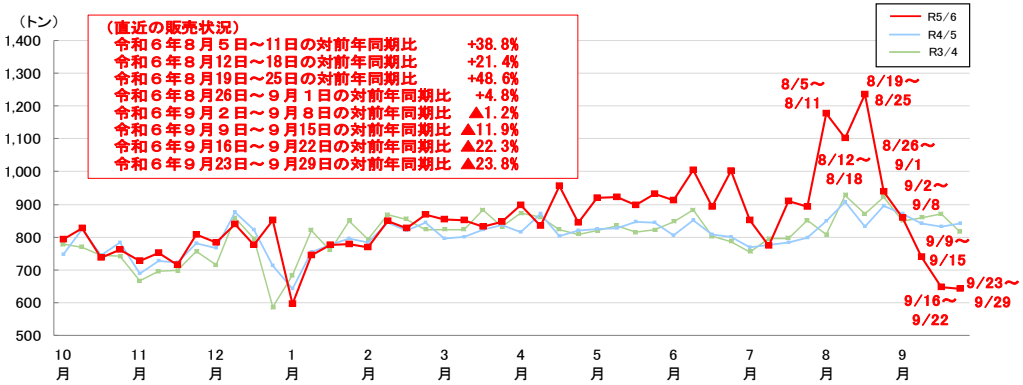

資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータ（全国約1,000店舗のスーパー、生協等）に基づいて農林水産省が作成。
注：週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは異なる場合がある。

資料２

7年産「生産の目安」の運用改善及び産地交付金等の検討に向けたアンケート調査結果取りまとめ

回答協議会数　　121 協議会中　　110 協議会

問１ 「6年産「生産の目安」の基本的な考え方」４の（１）「原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示する」に関連して、令和５年産米において、貴協議会で「生産の目安（地域間調整後）」に即した作付が行われているかどうかお聞きします。

問1-1　４年産から、地域協議会は、原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示することとしていますが、以下の中から、現在の貴協議会の実態に一番近いものを選択してください

項目	協議会数		【参考】昨年の調査結果	
①　生産者ごとに「生産の目安」を提示しており、「実際の作付面積」は、「生産の目安」どおりとなっている。	59	(54%)	69	(59%)
②　生産者ごとに「生産の目安」を提示しているが、一部生産者の作付動向を地域協議会では把握できない。	16	(15%)	6	(5%)
③　生産者ごとに「生産の目安」を提示していないが、結果的に、地域協議会全体の「実際の作付面積」は、「生産の目安」どおりとなっている。	28	(25%)	36	(31%)
④　生産者ごとに「生産の目安」を提示しておらず、生産者の作付動向を地域協議会では把握できない。	7	(6%)	6	(5%)
合計	110	(100%)	117	(100%)

問1-2　問1-1で②と回答した方に伺います。前問で回答した「（作付動向を把握できていない）一部生産者」の人数や面積を教えてください。

A協議会	213 人中	177 人程度	1,253 ha中	1,163 ha程度
E協議会	108 人中	2 人程度	1,063 ha中	16 ha程度
F協議会	72 人中	1 人程度	1,454 ha中	13 ha程度
G協議会	61 人中	11 人程度	503 ha中	87 ha程度
H協議会	46 人中	10 人程度	211 ha中	50 ha程度
合計	393 人中	180 人程度	3,770 ha中	1,192 ha程度

＜参考：昨年のアンケート時点＞

A協議会	217 人中	174 人程度	1,159 ha中	661 ha程度
B協議会	32 人中	2 人程度	80 ha中	1 ha程度
C協議会	15 人中	13 人程度	34 ha中	5 ha程度
D協議会	171 人中	3 人程度	527 ha中	20 ha程度
E協議会	116 人中	2 人程度	1,035 ha中	11 ha程度
F協議会	76 人中	1 人程度	1,465 ha中	13 ha程度
合計	627 人中	195 人程度	4,300 ha中	711 ha程度

【把握できない生産者が増えている場合、その理由や背景（抜粋）】

（協議会からの回答内容　抜粋）
・目安の遵守に対する考え方に理解を得られない生産者は把握困難。 ・JA出荷がない生産者については把握困難。

問1-3　問1-1で①又は②と回答した方に伺います。生産者ごとに「生産の目安」を提示した後、実際の作付動向等に応じ、地域協議会全体で深掘りが起こらないような調整を行っていますか？

項目	協議会数	【参考】昨年の調査結果
①　調整を行っている	47	40
②　調整は行っていない	27	29
合計	74	69

【具体的な調整の方法】

項目	協議会数
①　生産者ごとに目安を提示後、作付動向等を把握しながら、地域内で調整を行う。	15 協議会
②　非主食用米への誘導。	27 協議会
③　ＪＡ間の地域間調整。	3 協議会

※　延べ数

（協議会からの回答内容　抜粋）
・個人単位で目安を超過している生産者に対して、加工用米や備蓄米への用途変更を推進。 ・地域全体を集計後、目安を上回った場合は個別に確認し、地域間調整（ＪＡ内調整含む）で対応。

【調整を行わない（行えない）理由や背景】

項目	協議会数
目安に強制力が無い（個人の経営判断と認識）	3 協議会

※　延べ数　　※「そもそも深掘りしてない」「小面積」という理由はカウントから除外

（協議会からの回答内容　抜粋）
・目安を提示し超過した場合でも調整に応じない生産者がいる。

問1-4　問1-1で③と回答した方に伺います。生産者ごとに「生産の目安」を提示していないに関わらず、「実際の作付面積」が概ね「生産の目安」どおりとなる理由や背景を教えてください（昨年と同じ場合でも記述をお願いします）。

（協議会からの回答内容　抜粋）
・前年の秋から２度、生産者個々に作付意向調査を行い、年明けに地域代表者を招いて「生産の目安推進会議」を開催。 ・水稲の育苗前に全戸を招いて、米をめぐる情勢等の説明会を開催することで需要に応じた生産の理解を促進。 ・意向調査で作付予定を把握した上で、農事組合長会議を開催し、地域の目安を公表して、農事組合単位での調整を依頼。

問1-5　問1-1で④と回答した方に伺います。今後、「生産の目安」に即した作付に向けて、貴協議会で改善する予定がある場合は、どのように改善する予定かを教えてください。また、改善する予定が無い場合は、その理由や背景を教えてください。

項目	協議会数
①　改善する予定がある。	2
②　改善する予定は無い。	5

【改善する予定が無い理由や背景など】

（協議会からの回答内容　抜粋）
・生産者の作付けの動向は把握できており、おおよそ目安通りとなっている。 ・生産者の作付意向を尊重すべき。

問２ 「6年産「生産の目安」の基本的な考え方」４の（１）「農業団体・集荷業者等と連携し、生産者の作付意向の把握に努め、必要に応じて生産者間の「生産の目安」の調整等を行う。」に関連してお聞きします。目安の提示後、農業団体・集荷業者等と連携し、生産者の作付意向の把握に努め、必要に応じて生産者間の目安の調整等を行っているか教えてください。

項目		協議会数	
① 調整している、必要に応じて農業団体や集荷業者間の調整ができる体制が整っている。		43	(40%)
② 農業団体内、集荷業者内それぞれで調整している、必要に応じて調整できる体制が整っている。		30	(28%)
③ 調整できない、しない		35	(32%)
	うち、ア)生産者に目安の提示を行っていないため	8	(23%)
	うち、イ)目安を調整する考えがないため	18	(51%)
	うち、ウ)連携できない農業団体・集荷業者がいるため	9	(26%)
合計		108	(100%)

問３「６年産「生産の目安」の基本的な考え方」４の（３）「目安の運用改善等を行う。」に関連してお聞きします。令和２年産～令和４年産において、全道の「生産の目安」に対して、「作付実績面積」が大きく下回る状況がありました。「生産の目安」を深掘りしてしまうことは、北海道米の安定供給及び全国における北海道米のシェアなどへの影響が懸念されます。
本課題を解決するため、「過去の乖離実績(目安と実績面積の差)」を地域協議会別の「生産の目安」の算定要素に加えること等を７年産からの導入を視野に検討していることから、以下の回答についてご協力をお願いします。

問３-1 貴協議会では、作付意向調査に記載する数値をどのように把握してますか？

項目	協議会数	【参考】昨年の調査結果
① 個々の生産者へのアンケート（または個別ヒアリング）	58 協議会	55
② 種子の注文量	8 協議会	11
③ 過去実績からの推計	39 協議会	44
④ その他	5 協議会	6

【その他の具体的な調整の方法】

（協議会からの回答内容 抜粋）
・ＪＡからの聞き取りを基に調整。 ・Ｒ６年３月に作付意向調査、Ｒ６年４月に一筆ごとの作付野帳を受付して調整。

問3-2 問３－１で①と回答した方に伺います。生産者へのアンケートやヒアリングの時期はいつ頃ですか？
※ ６年産の作付意向調査に向けたアンケートやヒアリングの場合
※ 複数回行う場合は直近のアンケートやヒアリングの時期

項目		協議会数
令和５年	１月	2 協議会数
	２月	1 協議会数
	３月	0 協議会数
	４月	0 協議会数
	５月	0 協議会数
	６月	0 協議会数
	７月	0 協議会数
	８月	6 協議会数
	９月	5 協議会数
	１０月	22 協議会数
	１１月	9 協議会数
	１２月	5 協議会数

問3-3 「過去の乖離実績（目安と実績面積の差）」を地域協議会別の「生産の目安」の算定要素に加える案についてご意見をお願いします（回答が無い場合は賛成とみなします）。

項目	協議会数	割合
① 賛成	61	55%
② 反対	38	35%
未回答	11	10%
合計	110	100%

（参考）昨年の調査結果

項目	協議会数	割合
① 賛成	58	50%
② 反対	41	35%
未回答	18	15%
合計	117	100%

【反対の理由】

（協議会からの回答内容 抜粋）
・全協議会が精度の高い意向調査（原則、個別聞き取り）をすれば、もう少し乖離は少なくなるのではないか。 ・目安を減らされることを見越して、作付意向を膨らませて要望する協議会もあるのではないか。 ・離農や病気、ケガで水稲作付ができない事象が発生するため、乖離は避けられない。

問４　産地交付金については、水田活用関連予算に係るＱ＆Ａ３－１に示されているとおり、「各都道府県における作付転換の実績や計画に応じて、当初配分の１割程度を上限に配分額を調整すること」とされています。実際にＲ５年度に生産の目安を超過した作付けとなった一部の県に対して、国は、Ｒ５年度の追加配分において減額調整を行いました。つきましては、北海道が過剰作付けの発生等に伴う減額措置を受けた場合の対応方法（減額調整）を整理したいと考えております。

項目	協議会数	割合
①　生産の目安を超過した協議会のみ地域枠を減額調整する。なお、減額後の地域枠がマイナスになるなど、超過した協議会のみで減額しきれない部分は、各協議会へ一律で減額調整。	67 協議会	63%
②　生産の目安を超過した協議会に対し、国と同様に当初配分額の１割を上限に地域枠を減額調整し、減額しきれない部分を生産の目安を超過していない協議会を含めた全ての協議会に再分配し、地域枠を一律で減額調整。	22 協議会	21%
③　生産の目安を超過していない協議会を含めた全ての協議会の地域枠を一律で減少させる。	10 協議会	9%
④　その他	8 協議会	7%

【その他の具体的な調整の方法】

（協議会からの回答内容　抜粋）
・目安を超過した協議会へのペナルティは必要だと思うが、年産によって理由があると思うので、過去数年の実績も考慮した上での減額調整対応をしてはどうか。 ・超過した協議会のみで減額調整を行い、あくまでも超過した協議会のみで完結させるべき。 ・超過していない協議会にも減額が及ぶ場合、まじめに取り組んでいる協議会の不満を増長させる恐れ。

問5-1　経営所得安定対策等実施要綱別紙13の２の（２）の規定により、「少なくとも当初配分の２割以上」は、全道枠での活用が求められており、近年は全道枠の割合が20%台前半となるよう運用しておりました。
Ｒ５以降、畑地化が進むことによる、国からの当初配分額の減少分は、当該協議会の地域枠から減額しているため、相対的に全道枠の割合は高まってきています。
**　また、全道枠については、非主食用米を対象に個票を設定していますが、現状の単価を維持すると、今後５年水張りルールの影響による水稲作付けの増加や、比較的単価を高く設定している新市場開拓用米の増加等により、全道枠の割合が拡大する可能性があります。**
つきましては、全道枠の割合についてのご意見を伺います。

項目	協議会数	割合
①　全道枠の単価の維持が重要であるため、割合が高くなっても問題ない。	51 協議会	47%
②　全道枠の支援対象メニューや単価を減らして、全道枠の割合を低くし、地域枠を確保すべき。	42 協議会	39%
③　その他	15 協議会	14%

【その他の具体的な調整の方法】

（協議会からの回答内容　抜粋）
・目安や水張りルールを遵守する上で全道枠の位置付けは重要だが、農業所得の確保を図る上では地域枠の位置付けも非常に重要。よって、更なる予算確保に向けて取り進めることを要望。 ・道枠の増加には一定の制限を設けるべき。

問5-2　産地交付金の有効活用に向けた検討の基礎資料とするため、以下の回答について、ご協力をお願いします。全道枠各使途における具体的要件に加えて欲しい技術がある場合は、以下に記入してください（収益力向上に資することが明確であり、地域協議会で取組を確認できるものに限るため、要望にお応えできないことがあります）。

（協議会からの回答内容　抜粋）
・環境に配慮した生産として国内資源を活用した堆肥入り肥料の使用。 ・高窒素肥料銘柄及び燐酸・加里成分低減肥料銘柄の使用による省力化、　コスト削減。 ・環境に配慮した稲作の取り組み。 ・クロスコンプライアンスの取り組みの有無。 ・Ｊクレジットの実施。

問６　その他、自由記載

問6-1　その他、「生産の目安」に関する意見があれば記入願います。

（協議会からの回答内容　抜粋）
【算定方法】
・令和６年度、国が設定している「地域の合理的な単収」と道協議会から示される「生産の目安」の換算単収に違いが生じていることで混乱を招いた。
【その他】
・目安は強制力がなく、地域として目安を遵守するように仕向けるためには、何かしらのインセンティブが必要。 ・守らない生産者へのペナルティー措置。

問6-2　その他、「産地交付金」に関する意見があれば記入願います。

（協議会からの回答内容　抜粋）
【制度全体への意見・要望】
・収益力向上に資する取組に対しての交付（面積ベース）ではなく、収量に応じての交付になるような制度が、生産者の意欲向上を図るために必要。
【事務改善】
・産地交付金に対する制限、要件が年々厳しくなり事務の負担。国で作物に一律いくらと決めることを希望。 ・事務経費が上昇しているなか、事務を担っているＪＡの金銭的な負担、担当者の業務負担が大きい。 ・年々確認書類が増加しておいｒ、も事務の簡素化を希望。

資料３

令和７年産米の「生産の目安」等の設定に係る申し入れについて

令 和 6 年 10 月 10 日
北海道農業協同組合中央会

令和６年10月７日の第４回北海道農協米対策本部委員会において、令和７年産米の「生産の目安」等に係るＪＡグループ北海道の考え方が決定したことから、以下のとおり北海道農業再生協議会水田部会へ申し入れる。

記

１．令和７年産米の「生産の目安」の設定に係る考え方

（１）令和７年産米の全道目安については、北海道米の安定供給の強化と生産者所得の確保の観点から適切な水準に設定すること。

（２）目安に沿った作付けを促す新たな算定方法については、令和７年産米から導入すること。算定方法は、地域への影響を鑑み一定の激変緩和措置を設けつつ、過去一定期間の空枠の範囲内で全道へ再配分する方向で検討すること。

（３）「生産の目安」の実効性確保に向けて、水田部会において、目安の必要性について再認識・再共有を図るとともに、農業者や幅広い集荷業者に対して、「生産の目安」を踏まえた作付・集荷の徹底に向けた働きかけを強化すること。

２．令和７年度産地交付金に係る考え方

（１）令和７年度産地交付金（全道枠）の助成単価は、７年産米の「生産の目安」の円滑な推進ならびに加工用米の安定確保のため、加工用米の単価を増額するとともに、飼料用米およびＷＣＳ用稲の単価の見直しについて検討すること。

（２）過剰作付けの発生等に伴い国から減額措置を受けた場合における当初配分等の考え方を予め整理することとし、目安を遵守した地域農業再生協議会への影響を極力抑えること。

以上

資料４

令和７年産「生産の目安」の基本的な考え方（案）
昨年からの変更のポイント等

令 和 ６ 年 １０ 月 １０ 日
北海道農業再生協議会水田部会

１　ポイント

○　目安の深掘り是正に向けて、算定方法の変更を行う。（別紙「５ その他」の（３）関連）

２　経　　過

○　令和２年産～４年産において、作付実績が目安を大きく下回る状況が続いた。

○　深掘りが続くことは、北海道米の安定供給や全国におけるシェアなどへの影響が懸念。

○　昨年度の「基本的な考え方」において、深掘り是正に向けた算定方法の変更について、７年産からの導入に向けて検討する旨、記載。

○　６年産では、目安と実績の乖離は比較的小さかったものの、深掘りによる安定供給への影響などの懸念は、依然としてあることから、深掘り是正に向けた算定方法の変更について、７年産から導入。

３　変更内容

○　「生産の目安」と「作付実績」を直近７か年で地域協議会単位で比較し、各年度ごとの深掘り面積を算出。

○　年度ごとの深掘り面積の平均値（７中５）を算出（特異年であった３年産は除外）。

○　上記で算出した面積を、前年度の作付実績から差し引いて目安を算定。

４　そ の 他

○　作付意向を最大限踏まえた目安の配分調整について

・この調整方法については、３年産の「生産の目安」で「基本的な考え方」に明記したが、３年産における緊急深掘りや４年産での大幅な目安の削減、水田活用の直接支払交付金の見直しなどの情勢を踏まえ、一度も実施されておらず、５年産及び６年産においては、「基本的な考え方」から削除。

・本調整方法については、水田活用の直接支払交付金の見直しなどの状況を踏まえ、７年産の「基本的な考え方」にも記載しないが、情勢の変化に応じて適宜協議を行うこととしたい。

（参考）令和４年産「生産の目安」基本的な考え方の記載内容

５　令和４年産主食用うるち米の生産の目安の調整方法

各地域協議会の令和４年産主食用うるち米の生産の目安（以下、「目安」という。）は、全道の「目安」の範囲内で設定することとし、３で算定した面積の「目安」について、次のとおり調整する。

（１）調整対象の地域協議会

個々の生産者の作付意向を把握しており、かつ、令和３年産作付実績と比較し、令和４年産の作付面積を維持又は増加する意向のある地域協議会（別途定める協議会は除く）

（２）調整の方法

ア　３の（２）に基づき算定した地域協議会の面積の「目安」の数値を、作付意向面積の数値に置き換える。

イ　各地域協議会の面積の「目安」の合計が、全道の「目安」を上回る場合は、一律の割合を掛けて調整する。

ウ　数量の「目安」は、４の（２）の換算単収を用いて算出する。

７年産「生産の目安」の基本的な考え方（案）　新旧対照表

新	旧
７年産「生産の目安」の基本的な考え方 令和６年 10 月 10 日 北海道農業再生協議会水田部会 **１　米をめぐる情勢** 主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年 10 万トン程度のペースで減少することが見込まれており、この傾向は今後も続くと見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。 本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、近年、作付実績と「生産の目安」に乖離が見られる主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稲作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさ	**６年産「生産の目安」の基本的な考え方** 令和５年 10 月 13 日 北海道農業再生協議会水田部会 **１　米をめぐる情勢** 主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年 10 万トン程度のペースで減少することが見込まれており、この傾向は今後も続くと見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。 本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、近年、作付実績と「生産の目安」に乖離が見られる主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稲作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさ

まざまな需要に応えていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。 **２　「生産の目安」の概要** **（１）目　的** 行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成 30 年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。 このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や、直近の需給状況等に柔軟に対応した北海道米の安定供給、水稲作付面積の維持・確保を目的として、全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。 **（２）設定内容等** ○　全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定 ○　水稲全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等） ○　うるち、もち別 ※　地域協議会に対しては、加工用米とその他（新規需要米等）の目安を合わせた「主食用以外」の「生産の目安」を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだけ生産すれば、全道の「生産の目安」に沿った取組となる」という参考値として示す。	まざまな需要に応えていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。 **２　「生産の目安」の概要** **（１）目　的** 行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成 30 年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。 このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や、直近の需給状況等に柔軟に対応した北海道米の安定供給、水稲作付面積の維持・確保を目的として、全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。 **（２）設定内容等** ○　全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定 ○　水稲全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等） ○　うるち、もち別 ※　地域協議会に対しては、加工用米とその他（新規需要米等）の目安を合わせた「主食用以外」の「生産の目安」を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだけ生産すれば、全道の「生産の目安」に沿った取組となる」という参考値として示す。

■　生産の目安［イメージ］

	区分		水稲全体	うち主食用	うち加工用	うちその他
全道	うるち	数量(t)				
		面積(ha)				
	もち	数量(t)				
		面積(ha)				
	合計	数量(t)				
		面積(ha)				

	区分		水稲全体			（参考）主食用以外の内訳		
				うち主食用	うち主食用以外	加工用	その他（作付意向分）	その他（作付推進分）
協議会	うるち	数量(t)						
		面積(ha)						
	もち	数量(t)						
		面積(ha)						
	合計	数量(t)						
		面積(ha)						

（３）「生産の目安」の位置付け・考え方

○　全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。

○　地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

３　「生産の目安」の設定等

（１）作付意向調査の実施　（10 月～11 月）

○　道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料を提供。

○　地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。

■　生産の目安［イメージ］

	区分		水稲全体	うち主食用	うち加工用	うちその他
全道	うるち	数量(t)				
		面積(ha)				
	もち	数量(t)				
		面積(ha)				
	合計	数量(t)				
		面積(ha)				

	区分		水稲全体			（参考）主食用以外の内訳		
				うち主食用	うち主食用以外	加工用	その他（作付意向分）	その他（作付推進分）
協議会	うるち	数量(t)						
		面積(ha)						
	もち	数量(t)						
		面積(ha)						
	合計	数量(t)						
		面積(ha)						

（３）「生産の目安」の位置付け・考え方

○　全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。

○　地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

３　「生産の目安」の設定等

（１）作付意向調査の実施　（10 月～11 月）

○　道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料を提供。

○　地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。

なお、作付意向は、原則として、個々の生産者の作付意向の積み上げによるものとし、意向把握の手法や時期について、地域協議会は十分に検討を行うものとする。 ○　道が全道の水稲作付意向面積の増減（前年比）をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。 ○　地域協議会は、協議会内（ＪＡ・集荷業者等）で全道の調査結果等を情報共有。 **（２）団体ごとの販売計画策定**　（～11 月） ○　農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。 **（３）全道及び地域段階の「生産の目安」（案）の算定**　（12 月） ○　道が全道と地域協議会の「生産の目安」（案）を算定。 （算定方法の概要は別紙のとおり） **（４）「生産の目安」の決定・提示**　（12 月） ○　水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。 **４　「生産の目安」の推進等** **（１）「生産の目安」の推進** ○　全ての米関係者が「生産の目安」に沿った生産の必要性を十分に認識し、それぞれの取組を推進する。 ○　道農業再生協議会（水田部会）は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。	なお、作付意向は、原則として、個々の生産者の作付意向の積み上げによるものとし、意向把握の手法や時期について、地域協議会は十分に検討を行うものとする。 ○　道が全道の水稲作付意向面積の増減（前年比）をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。 ○　地域協議会は、協議会内（ＪＡ・集荷業者等）で全道の調査結果等を情報共有。 **（２）団体ごとの販売計画策定**　（～11 月） ○　農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。 **（３）全道及び地域段階の「生産の目安」（案）の算定**　（12 月） ○　道が全道と地域協議会の「生産の目安」（案）を算定。 （算定方法の概要は別紙のとおり） **（４）「生産の目安」の決定・提示**　（12 月） ○　水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。 **４　「生産の目安」の推進等** **（１）「生産の目安」の推進** ○　全ての米関係者が「生産の目安」に沿った生産の必要性を十分に認識し、それぞれの取組を推進する。 ○　道農業再生協議会（水田部会）は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。

○　農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。 ○　地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき、原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示するほか、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。 　また、生産者別の「生産の目安」を提示した後も、農業団体・集荷業者等と連携し、生産者の作付意向の把握に努め、必要に応じて生産者間の「生産の目安」の調整等を行う。 **（２）産地交付金の活用** ○　今後も米主産地としての地位を揺ぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。 **（３）実施状況の確認等** ○　水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）、生産者別の「生産の目安」の提示・調整状況、作付意向の把握方法等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。	○　農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。 ○　地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき、原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示するほか、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。 　また、生産者別の「生産の目安」を提示した後も、農業団体・集荷業者等と連携し、生産者の作付意向の把握に努め、必要に応じて生産者間の「生産の目安」の調整等を行う。 **（２）産地交付金の活用** ○　今後も米主産地としての地位を揺ぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。 **（３）実施状況の確認等** ○　水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）、生産者別の「生産の目安」の提示・調整状況、作付意向の把握方法等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

７年産「生産の目安」の基本的な考え方（案）　別紙　新旧対照表

新	旧
別紙 ７年産「生産の目安」の算定方法の概要 **１　算定の流れ** （１）原則として、はじめに全道の「生産の目安」を算定し、これを踏まえて地域協議会の「生産の目安」を算定する。 （２）うるち、もちのそれぞれについて算定する。 **２　全道の「生産の目安」の算定方法** **（１）数量の目安** **ア　水稲全体** イからエの合計値とする。 **イ　主食用米** 次の情報を総合的に勘案し、算定する。 （ア）農業団体及び集荷団体から報告される７年産米の販売計画における主食用米の販売計画数量 （イ）６/７年の主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」） （ウ）５/６年の都道府県別需要実績（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」参考統計表） （エ）前米穀年度末の北海道米の民間在庫量の状況 （オ）作付意向調査において地域協議会から報告される７年産の主食用米作付意向面積 （カ）その他の関連資料 **ウ　加工用米** **（ア）うるち** 農業団体及び集荷団体から報告される７年産米の販売計画と、作付意向調査において地域協議会から報告される７年産の作付意向を踏まえて算定する。 **（イ）もち**	別紙 ６年産「生産の目安」の算定方法の概要 **１　算定の流れ** （１）原則として、はじめに全道の「生産の目安」を算定し、これを踏まえて地域協議会の「生産の目安」を算定する。 （２）うるち、もちのそれぞれについて算定する。 **２　全道の「生産の目安」の算定方法** **（１）数量の目安** **ア　水稲全体** イからエの合計値とする。 **イ　主食用米** 次の情報を総合的に勘案し、算定する。 （ア）農業団体及び集荷団体から報告される６年産米の販売計画における主食用米の販売計画数量 （イ）５/６年の主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」） （ウ）４/５年の都道府県別需要実績（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」参考統計表） （エ）前米穀年度末の北海道米の民間在庫量の状況 （オ）作付意向調査において地域協議会から報告される６年産の主食用米作付意向面積 （カ）その他の関連資料 **ウ　加工用米** **（ア）うるち** 農業団体及び集荷団体から報告される６年産米の販売計画と、作付意向調査において地域協議会から報告される６年産の作付意向を踏まえて算定する。 **（イ）もち**

6年産米の数量の目安を基本に、農業団体及び集荷団体から報告される7年産米の販売計画における加工用米の販売計画数量及び主食用米の「生産の目安」の対前年増減等を踏まえて算定する。 **エ　その他** ３（１）エのうち加工用米以外の非主食用米に係る数量の合計値とする。 **（２）面積の目安** ３（２）による面積の目安の合計値とする。 なお、水稲全体の面積の目安と内訳が一致するよう、内訳の値について所要の調整を行うことがある。 **３　地域協議会の「生産の目安」等の算定方法** **（１）数量の目安** **ア　水稲全体** イ及びウの合計値とする。 **イ　主食用米** 作付意向調査において地域協議会から報告される6年産の作付実績に、土地改良通年施行面積のうち「7年産の主食用米作付予定面積」を6年産の作付実績に加算し、２（１）イの方法により算定する全道の「生産の目安」及び作付意向調査において地域協議会から報告される7年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。 なお、作付実績及び作付意向は、４（２）の換算単収により数量に換算して取り扱う。 **ウ　主食用米以外** 次の（ア）から（ウ）までの参考値を合計して算定する。 **（ア）加工用米** 地域協議会からの作付意向調査の報告（意向面積を「ホクレン集荷分」「北集集荷分」「その他」の３つに区分）を基に、以下の考え方で算定する。 なお、作付実績及び作付意向は、４（２）の換算単収により数量に換算して取り扱う。	５年産米の数量の目安を基本に、農業団体及び集荷団体から報告される６年産米の販売計画における加工用米の販売計画数量及び主食用米の「生産の目安」の対前年増減等を踏まえて算定する。 **エ　その他** ３（１）エのうち加工用米以外の非主食用米に係る数量の合計値とする。 **（２）面積の目安** ３（２）による面積の目安の合計値とする。 なお、水稲全体の面積の目安と内訳が一致するよう、内訳の値について所要の調整を行うことがある。 **３　地域協議会の「生産の目安」等の算定方法** **（１）数量の目安** **ア　水稲全体** イ及びウの合計値とする。 **イ　主食用米** 作付意向調査において地域協議会から報告される５年産の作付実績に、土地改良通年施行面積のうち「６年産の主食用米作付予定面積」を５年産の作付実績に加算し、２（１）イの方法により算定する全道の「生産の目安」及び作付意向調査において地域協議会から報告される６年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。 なお、作付実績及び作付意向は、４（２）の換算単収により数量に換算して取り扱う。 **ウ　主食用米以外** 次の（ア）から（ウ）までの参考値を合計して算定する。 **（ア）加工用米** 地域協議会からの作付意向調査の報告（意向面積を「ホクレン集荷分」「北集集荷分」「その他」の３つに区分）を基に、以下の考え方で算定する。 なお、作付実績及び作付意向は、４（２）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

a　「ホクレン集荷分」及び「北集集荷分」

各区分の作付意向と各団体の販売計画を比較した上で、下表のとおり算定する。

作付意向が販売計画を **下回る場合**	以下の①～③を勘案して算定する。 ①水稲作付意向に一定割合（２％）を乗じた数量 ②加工用米作付実績 ③加工用米作付意向
作付意向が販売計画を **上回る場合**	以下の①と②を勘案し、ホクレン・北集の意向を反映した上で、算定する。 ①加工用米複数年契約の６年産実績 ②ホクレン・北集の販売計画

b　「その他」

ホクレンや北集を通さず、実需者と直接契約する加工用米は「その他」に区分し、前年作付実績を基本に設定する。

（イ）その他（作付意向分）

作付意向調査において地域協議会から報告される７年産の加工用米を除く非主食用米の作付意向により算定する。

なお、作付意向は、４（２）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

（ウ）その他（作付推進分）

イ、ウ（ア）及び（イ）の合計が、作付意向調査において地域協議会から報告される７年産の水稲全体の作付意向を下回らないように調整して算定する。

なお、作付意向は、４（２）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

（２）面積の目安（主食用米以外の内訳にあっては参考値）

（１）イ、ウ及びウの内訳のそれぞれについて、４（２）の換算単収により面積に換算した値とする。

なお、水稲全体の面積の目安は、主食用米及び主食用米以外の面積の合計とする。

４　換算単収の算定方法

（１）全道の面積の目安を算定する際に用いる換算単収

農林水産省が公表した６年産水稲の都道府県別の 10a 当たり平年収量（1.7mm 基準ベース）とする。

a　「ホクレン集荷分」及び「北集集荷分」

各区分の作付意向と各団体の販売計画を比較した上で、下表のとおり算定する。

作付意向が販売計画を **下回る場合**	以下の①～③を勘案して算定する。 ①水稲作付意向に一定割合（２％）を乗じた数量 ②加工用米作付実績 ③加工用米作付意向
作付意向が販売計画を **上回る場合**	以下の①と②を勘案し、ホクレン・北集の意向を反映した上で、算定する。 ①加工用米複数年契約の５年産実績 ②ホクレン・北集の販売計画

b　「その他」

ホクレンや北集を通さず、実需者と直接契約する加工用米は「その他」に区分し、前年作付実績を基本に設定する。

（イ）その他（作付意向分）

作付意向調査において地域協議会から報告される６年産の加工用米を除く非主食用米の作付意向により算定する。

なお、作付意向は、４（２）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

（ウ）その他（作付推進分）

イ、ウ（ア）及び（イ）の合計が、作付意向調査において地域協議会から報告される６年産の水稲全体の作付意向を下回らないように調整して算定する。

なお、作付意向は、４（２）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

（２）面積の目安（主食用米以外の内訳にあっては参考値）

（１）イ、ウ及びウの内訳のそれぞれについて、４（２）の換算単収により面積に換算した値とする。

なお、水稲全体の面積の目安は、主食用米及び主食用米以外の面積の合計とする。

４　換算単収の算定方法

（１）全道の面積の目安を算定する際に用いる換算単収

農林水産省が公表した５年産水稲の都道府県別の 10a 当たり平年収量（1.7mm 基準ベース）とする。

（２）地域協議会の数量の目安及び面積の目安を算定する際に用いる換算単収 ア　農林水産省北海道農政事務所が公表した平成29年産から令和5年産までの水稲の市町村別収穫量（北海道）のうち10a当たり収量を作柄表示地帯別の作況指数により調整した後の値の中庸５年分の平均値（以下、「市町村別７中５平均単収（作況調整後）」という。）を、次の方法により補正した値とする。 （補正方法） 換算単収＝市町村別７中５平均単収（作況調整後）×補正係数 補正係数＝（農林水産省が公表した6年産の北海道全体の平年収量）÷（市町村別７中５平均単収（作況調整後）を元に算定した北海道全体の平均単収） イ　市町村別７中５平均単収の算定において、秘匿措置により10a当たり収量の公表値が７年に満たない場合は、農林水産省が公表した作柄表示地帯別平年収量を用いる。 ウ　地域協議会の区域に複数の市町村が含まれる場合は、該当する市町村の換算単収を区域内の市町村別水稲作付面積により加重平均した値とする。 エ　地域協議会を同一市町村内の複数の区域に分けて「生産の目安」を設定する必要がある場合は、区域ごとの換算単収は算定しない。 オ　前年産と比較して相当程度の増減が見込まれる場合には、必要に応じて所要の調整を行う。 **５　その他** （１）各地域協議会の「生産の目安」の合計が全道の目安と整合するよう、所要の調整を行うことがある。 （２）都合により算定方法を変更する必要がある場	**（２）地域協議会の数量の目安及び面積の目安を算定する際に用いる換算単収** ア　農林水産省北海道農政事務所が公表した平成28年産から令和４年産までの水稲の市町村別収穫量（北海道）のうち10a当たり収量を作柄表示地帯別の作況指数により調整した後の値の中庸５年分の平均値（以下、「市町村別７中５平均単収（作況調整後）」という。）を、次の方法により補正した値とする。 （補正方法） 換算単収＝市町村別７中５平均単収（作況調整後）×補正係数 補正係数＝（農林水産省が公表した５年産の北海道全体の平年収量）÷（市町村別７中５平均単収（作況調整後）を元に算定した北海道全体の平均単収） イ　市町村別７中５平均単収の算定において、秘匿措置により10a当たり収量の公表値が７年に満たない場合は、農林水産省が公表した作柄表示地帯別平年収量を用いる。 ウ　地域協議会の区域に複数の市町村が含まれる場合は、該当する市町村の換算単収を区域内の市町村別水稲作付面積により加重平均した値とする。 エ　地域協議会を同一市町村内の複数の区域に分けて「生産の目安」を設定する必要がある場合は、区域ごとの換算単収は算定しない。 オ　前年産と比較して相当程度の増減が見込まれる場合には、必要に応じて所要の調整を行う **５　その他** （１）各地域協議会の「生産の目安」の合計が全道の目安と整合するよう、所要の調整を行うことがある。 （２）都合により算定方法を変更する必要がある場

合は、別途水田部会において協議する。 （3）深掘りの是正に向けて、「生産の目安」と作付実績を直近７カ年で比較し、各年度ごとに深掘り面積を算出した上で、深掘り面積を７中５平均する。算出された面積を前年度作付実績から差し引き、「生産の目安」を設定する。 ※３年産は、特異年であるため、７中５平均の対象から除外する。	合は、別途水田部会において協議する。 （3）全道の「生産の目安」に対して、作付実績が大幅に少なくなる傾向が続いていたことから、過去の「生産の目安」と作付実績の差を地域協議会別の「生産の目安」の算定要素に加えることについて、６年産からの導入を検討していたが、５年産においては乖離が比較的小さくなる見込みであることから、６年産での導入を見送り、７年産からの導入に向けた検討を行う。

資料５

令和７年度産地交付金について（案）

令和６年 10 月 10 日
北海道農政部農産振興課

１　産地交付金の概要

別添のとおり

２　産地交付金（全道枠）活用の考え方（令和６年 10 月 10 日時点、今後変更する可能性あり）

（１）令和７年度の各品目の助成単価は、令和６年度の単価を基本とする。

ただし、５年産のふるい下米の減少により、加工用米を含む加工原材料用米の不足が見込まれたため、端境期の供給不足分として、政府備蓄米が加工原材料向けに販売されたことや、６年産における主食用米の価格上昇などを踏まえ、需要に応じた生産の推進に向けて、「水稲作付面積の維持・確保」の加工用米に対する助成単価を一定程度引き上げる。

また、飼料用米については、多収品種の導入が進んでいることから、加工用米等の「省力化・低コスト化助成」と別の単価を設定することとする。

（２）戦略作物助成や、産地交付金の取組に応じた配分、コメ新市場開拓等促進事業の支援内容等が、今後の国の予算編成過程で変わった場合や、令和７年度の産地交付金の道への配分額などによっては、助成単価や対象品目を調整することがある。

なお、調整にあたっては、国の支援の考え方を踏まえるほか、各品目間の助成単価のバランスなどに配慮する。

３　産地交付金の活用計画案（令和６年 10 月 10 日時点）

（１）配分の考え方

全道的な課題への対応として配分額の一部（下表の「基礎配分」から「追加配分枠」を除いた額の一部）を全道枠として活用し、残額を地域の実情に即した取組を支援するため、地域枠として各地域協議会へ配分する。

なお、国からの当初配分額が作付転換の実績や計画に応じて減額となった場合には、資料２のアンケート結果等を勘案し、「生産の目安」を超過した協議会のみ地域枠を減額調整することを基本に検討する。

区分		配分時期		配分先		
		当初（4月）	追加（10月）	全道枠	地域枠（配分の考え方）	
基礎配分		○		○	○	・過去の当初配分額を基本に、国からの配分額、全道枠の所要額及び地域協議会別の前年度活用実績額等を勘案して配分
	追加配分枠（1割相当）		○	※	○	・戦略作物助成の支払いに充当された上で、残余がある場合に国から配分 ・当初配分額に基づく10割相当額を基本に、国からの配分額、全道枠の所要額及び地域協議会別の所要額等を勘案して配分
取組に応じた配分	そば・なたねの作付		○		○	・実績面積×20千円/10a
	新市場開拓用米の作付		○		○	・実績面積×20千円/10a
	地力増進作物の作付		○		○	・以下のア及びイの合計面積×20千円/10a ア 支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積（ただし、支援対象年度の作付面積が前年度の産地交付金の追加配分面積より小さい場合は、支援対象年度の作付面積） イ 地域協議会ごとに、以下のいずれか小さい方の実績面積×20千円/10a ① 水稲（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除く）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積 ② 地力増進作物（基幹作）の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積
	新市場開拓用米の複数年契約		○		○	・実績面積（令和7年からの新規契約分） ×10千円/10a （※新市場開拓等促進事業で採択された者が対象）

※　全道枠の必要額に対し、当初配分で不足する場合、追加配分枠から充当することがある。

※　今後の国の予算編成過程で大きく変わることがある。

（２）全道枠活用計画案

（Ｒ７産地交付金の道への配分額や、仕組みによっては変更の可能性あり）

助成内容	助成単価（上限単価）		備考
	Ｒ６	Ｒ７	
水稲作付面積の維持・確保			
加工用米に対する助成	3 千円 (3 千円)	↗	
新市場開拓用米に対する助成	20 千円 (20 千円)	→	
WCS 用稲・飼料用米(SGS に限る)に対する助成	6 千円 (6 千円)	→	
米粉用米に対する助成	15 千円 (15 千円)	→	
加工用米･新市場開拓用米･WCS 用稲の複数年契約に対する助成 【新市場開拓用米は令和６年からの新規契約のうちコメ新市場開拓等促進事業で採択された者を除く】	10 千円 (10 千円)	→	
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成			
加工用米等	15 千円 (15 千円)	→	飼料用米等を対象から除外
飼料用米等		↘	飼料用米等を対象に新設
高度な省力化・低コスト化に資する取組に対する助成 【加工用米、新市場開拓用米のみ】	5 千円 (5 千円)	→	

※　Ｒ７単価の矢印は、Ｒ６の予定単価と比較し、
→・・・同程度、↘↗・・・増減
※　Ｒ６の最終単価は未確定

（３）配分の調整

・　道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分額の調整を行い、再配分することがある。

・　全道枠と地域枠は、必要に応じて相互に融通して活用することがある。

※　全道枠活用計画案については、助成単価を含め、道再生協水田部会における検討、国の予算措置及び配分の状況や国との協議により、今後内容が変更されることがある。

1　水田活用の直接支払交付金等

別添

［令和７年度予算概算要求額　301,500（301,500）百万円］

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

＜政策目標＞

○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha［令和12年度まで］）

○ 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t［令和12年度まで］）

○ 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

＜事業の内容＞

1．戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2．産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3．都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

4．畑地化促進助成

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

5．コメ新市場開拓等促進事業　　11,000（11,000）百万円

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。※６

※６　予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

＜事業の流れ＞

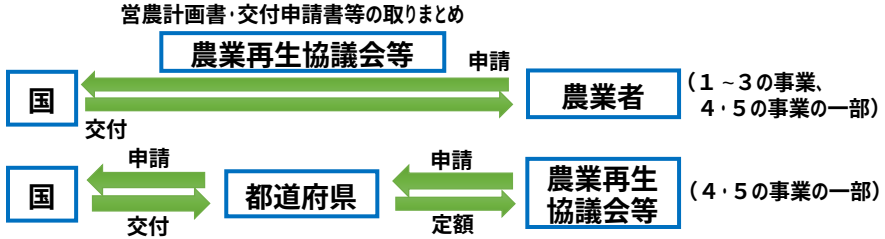

＜事業イメージ＞

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	８万円/10a
加工用米	２万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

＜交付対象水田＞

・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。

・ ５年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和９年度以降は交付対象水田としない。

・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を１か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

※１：多年生牧草について、収穫のみを行う年は１万円/10a

※２：飼料用米の一般品種について、令和７年度については標準単価7.０万円/10a（5.5～８.5万円/10a）、令和８年度においては標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする

産地交付金

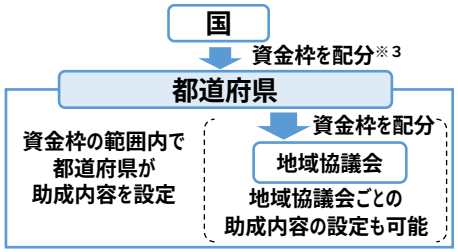

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	２万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4（３年以上の新規契約を対象に令和７年度に配分）	１万円/10a

※３：作付転換の実績や計画等に基づき配分

※４：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成※5

① 畑地化支援

② 定着促進支援（①とセット）

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援

※５：事業の詳細は予算編成過程で検討

［お問い合わせ先］農産局企画課（03-3597-0191）